## 実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給事業

#### 【概要】

- 実践型地域雇用創造事業で開発された成果物のノウハウを活用し、創業又は事業拡大を行う事業者に対して厚生労働大臣の指定を 受けた金融機関が融資を行う場合に、国から指定金融機関に対して当該融資に係る利子補給を実施し、低利融資を可能とする。
- 〇 利子補給は当該融資の1.0%を上限とする(利子補給の期間は最長5年間)。例えば、基準金利1.55%の場合に1.0%の利子補給を行うことにより、0.55%の利率で受けることができる。

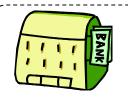
## 厚生労働省 (都道府県労働局)

- ① 融資制度の活用を含む 実践型地域雇用創造事業 の構想書を提出。
- ② 第3者委員会の評価を 経て、協議会と都道府県 労働局が<u>実践型地域雇用</u> 創造事業の契約を締結。
- ④ 金融機関の指定。 融資に係る<u>利子補給契約</u> を締結。
- ⑦ 利子補給契約に基づく 利子補給金の支払い。

### 地域雇用 創造協議会

- ※構成員は、市町村、経済団体、 金融機関、外部有識者 等
- ③ 事業の実施。 事業で開発された<u>成果物</u> のノウハウを提供。

#### <指定金融機関>



- ※ 指定金融機関になるためには、 協議会への参加が必要。
- ※ 融資額10億円の場合、 1%(1000万円)分負担が軽減される。

#### 地域の事業者

ノウハウを活用した 創業・事業拡大

# <u>⑤融資利率</u>

例:1.55%→0.55%



例:1.55%→0.55%

